

平成 30 年度 武蔵野市保育料審議会 答申（案）

1 はじめに

本審議会は平成 30 年 9 月 6 日、武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則第 7 条の規定に基づき特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担（保育料）の額の見直しについて市長から諮問を受け、本市の保育を取り巻く環境の変化や国の制度改正などを注視しつつ、多角的に審議を行った。

2 審議会における論点

今回の保育料審議会は、前回の答申で3～4年に1回程度の審議会の開催について言及がなされたことを踏まえ、前回の審議会から4年後となる今年度に開催した。

本審議会では、前回答申後における保育の状況の変化や幼児教育・保育の無償化を始めとする国の制度改正の概要について説明を受けた後、以下の事項において検討を行った。

【資料 28 参照】

3 結論

本審議会では、以上のことを総合的に勘案し、以下のとおりとすべきとの結論に達した。

保育料については、子ども・子育て支援新制度がスタートした平成 27 年度に大幅な改定を行い3年が経過した。待機児童解消に向けた保育施設の整備の進展や保育短時間子どもの保育料が他自治体よりも低く抑えられている現状など保育料改定の要素はあるものの、平成 31 年 10 月に実施が予定されている幼児教育・保育の無償化や、新制度移行後の5年をめどに行われる制度見直しなど保育料に大きく影響を与える事項が不確定であるため、現段階で改定に向けた審議は難しいとの結論となり、今回は据え置くことが妥当であると判断した。

4 付帯事項

【資料 29 参照】

5 おわりに

今回の保育料審議会では、子ども・子育て支援新制度開始前に改定した保育料が適正な状態にあるかなど、前回答申内容の確認とともに保育料改定の議論を行う予定であった。

一方、平成 27 年度の新制度開始以降、待機児童問題が都市部を中心に深刻化し、全国の自治体においてさまざまな対策を行っているが、本市においても平成 30 年 4 月現在、53 名の待機児童がいる状況である。さらに、来年 10 月に実施される幼児教育・保育の無償化は、幼児教育・保育の需要の掘り起こしに伴う待機児童の増加が懸念される。待機児童の解消と保育料の無償化は複雑に絡み合っており、制度変更後の状況が見通せない段階において、適切な保育料の設定は難しく、今回の改定を見送ることとした。

次回の審議会は、今後社会経済情勢や状況の変化に即応した保育料のあり方を審議するため、新制度施行 5 年後の見直しを実施された後に開催すべきである。

また、武蔵野市の子どもたち一人ひとりが尊重され、適切な配慮のもと成長・発達を等しく保証できるよう、市内の多様な保育・教育施設を選択できるよう、公平感のある保育料設定を検討すべきであることを付言しておく。